

平成30年10月10日
原子力安全対策室

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」
に基づく連絡（平成30年9月分）について

本日、北陸電力(株)から「連絡基準に係る覚書」連絡区分Ⅲ（定期的に連絡するもの）（平成30年9月分）に該当する事象として、以下の連絡があった。

志賀原子力発電所2号機 非常用ガス処理系の付属設備の不具合について

9月21日、志賀原子力発電所2号機において、事故時などの非常時に建屋内の放射性物質を除去する活性炭フィルタの性能を維持するためのヒータのファンが不具合のため停止した。

ファンは複数あることから、北陸電力では、別の系統に切り替えるとともに、不具合があったファンを予備品と取り替えた。

本事象による外部への放射能の影響はなかった。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参 考：北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/press/atomic.html>

問い合わせ先 石川県危機管理監室 原子力安全対策室 外線直通 076-225-1465 県庁内線 4310
